

国民健康保険料又は国民健康保険税の補助に関する条例（案）について

2015年2月20日
日本共産党東京都議会議員団

1、提案の理由

国民健康保険は、所得が低く医療費は高い高齢者や、非正規雇用者など低所得者が多く加入しているため、保険料（税）の負担は極めて重いものになっています。毎年のように繰り返される値上げによって国民健康保険料（税）の負担は限界を超えており、高すぎる保険料が払えず滞納する世帯は2割を超え、保険証の取り上げも広がる深刻な事態となっています。

公費負担の大幅増による保険料（税）の負担軽減は喫緊の課題です。国庫負担の大幅増が求められるとともに、都としても保険料（税）の負担軽減のための支援を行う必要があります。

本条例案は、都による負担軽減の第一歩として、国民健康保険の加入世帯の中でも所得の低い世帯の保険料（税）減免のために補助を行うものです。

2、条例案の内容

国民健康保険の加入世帯のうち低所得の世帯は、国民健康保険料（税）の均等割と平等割が減額されていますが（所得と世帯の人数に応じて2割、5割または7割が減額される）、区市町村がこれらの世帯に対して保険料（税）の減免を独自に行うことにより、さらに負担を軽減した場合に、その区市町村に対し、都が補助を行う条例です。

区市町村が独自の減免を行うために要した費用の全額を都が補助します。ただし、補助額は均等割と平等割の1割を上限とします（別紙参照）。

3、対象者の範囲と負担軽減の額

区市町村によって約3～4割の世帯が対象になり、対象となる被保険者一人あたり3000～4000円程度の負担軽減となる見込みです。

4、必要経費

約70億円

5、実施時期

2015年10月1日

以上